

栗東市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月2日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 藤田 啓仁

公の施設の指定管理者監査の結果

第1. 監査の種類 公の施設の指定管理者監査（地方自治法第199条第7項）

第2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

第3. 監査の対象

施設 栗東市立学童保育所
指定管理者 社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会
所管部署 子ども青少年局 子育て応援課

第4. 監査の期間 令和2年9月28日～令和2年10月27日

第5. 監査の着眼点

1 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。

イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。

エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。

オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）

カ 経費節減は図られているか。

キ 住民の平等利用は確保されているか。

- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

- ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
 - イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
 - (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
 - (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
 - (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部署関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
 - ア 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
 - イ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続きは適正に行われているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
 - ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
 - イ 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか。
 - ウ その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - ア 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
 - イ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
 - ウ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - エ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第6. 監査の方法

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部署に係る令和元年度の出納その他事務の執行が適正に行われているかどうか、また指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかについて関係書類の提出を求め、書面及び現地調査を行い、所管部署及び関係者からの説明を聴取し監査を実施した。

第7. 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会
- (2) 所在地 栗東市安養寺190番地
- (3) 代表者 会長 平田善之

2 業務の範囲

- (1) 学童保育所の運営に関する業務
 - ア 施設の運営に関する業務
 - イ 施設の入所の承認（取消しを含む）に関する業務
 - ウ 利用料金の徴収に関する業務
 - エ 備品類の貸し出しに関する業務
 - オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) 学童保育所の維持管理に関する業務
 - ア 施設及び整備の保守点検に関する業務
 - イ 施設の清掃に関する業務
 - ウ 敷地内の清掃等に関する業務
 - エ 備品類の管理・調達
 - オ 保安警備業務
 - カ その他の維持管理に関する業務

3 指定管理期間

平成29年4月1日～令和4年3月31日

4 指定管理費

令和元年度 117,855,000円

5 施設の概要

名称	所在地	延床面積	規模定数	設置状況等
金勝学童保育所	御園 983 番地	132.05 m ²	59 人	児童館と併設
葉山学童保育所	高野 568 番地 4	111.90 m ²	47 人	児童館に隣接
葉山東学童保育所	小野 480 番地 1	198.13 m ²	82 人	児童館と併設、H28 年度増築
治田学童保育所	坊袋 77 番地	222.66 m ²	90 人	小学校敷地内 H19 年度増改築
治田東学童保育所	安養寺 203 番地 1	110.53 m ²	45 人	小学校敷地内、H28 年度増築
治田西学童保育所	中沢一丁目 5 番 1 号	108.28 m ²	38 人	小学校敷地内、施設は 2 棟
		100.88 m ²	43 人	
大宝学童保育所	綾七丁目 8 番 3 号	160.79 m ²	69 人	小学校敷地内、H14 年度増設
大宝東学童保育所	野尻 502 番地 1	319.87 m ²	130 人	大宝東小学校 1 階部分に併設
大宝西学童保育所	霊仙寺四丁目 2 番 3 号	227.48 m ²	94 人	小学校敷地内、H29 年度増設

第 8. 監査の結果

監査の結果、指定管理にかかる令和元年度の財務その他事務の執行については特に指摘すべき事項はなく、概ね適正であると認められた。

施設の管理運営にあたり、一部検討を要する事項が見受けられたので、以下に意見として記述する。今後も市と指定管理者が協働の視点でサービスの向上に努められるよう期待する。

- 1 重大な事故や事件の予兆を見逃さないよう現状把握をするため、指定管理者の業務が関係法令や協定書等に基づいて適正・的確に実施されているかを日常的、継続的、効率的に点検する仕組みを共に検討（構築）されたい。
- 2 指導員の確保については、法定数は満たしているものの、現場での聞き取り等によりまだまだ十分でないことが伺える。学童保育所の質の向上には子どもの数に対して余裕を持った職員配置が重要であることは言うまでもない。今後も事故のないよう職員の体制等にも注意を払いつつ、働き方改革を進めるためにも、引き続き指導員の確保に工夫して取り組まれない。
- 3 基本協定書第4 1条に記載されている外部評価については、社会福祉協議会全般の外部評価である運営協議会において実施されているが、その内容が所管部署に共有されていなかった。指定管理者制度は指定管理者に権限移譲される部分が多いが、最終的な管理責任は市にあることから、その評価結果を今後の業務に活かされるよう情報共有に努められたい。

以 上